

○

・ 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第十五条第二項及び第十八条第四項に規定する必要な調整について定める件（平成十年金融監督庁
・ 大蔵省・農林水産省告示第十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（命令第十五条第三項の規定による自己資本の額の調整）</p> <p>第一条 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（以下「命令」という。）第十五条第三項の規定による組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号。以下「法」という。）第十一條第一項第四号の事業を行う漁業協同組合又は法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合をいう。以下同じ。）又は連合会（法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会又は法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会をいう。以下同じ。）の必要な調整を加えた自己資本の額は、漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁告示第三号。以下「告示」という。）第二条の算式における自己資本の額とする。</p>	<p>（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第十五条第二項の規定による自己資本の額の調整）</p> <p>第一条 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（以下「命令」という。）第十五条第二項の規定による組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号。以下「法」という。）第十一條第一項第四号の事業を行う漁業協同組合又は法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合をいう。以下同じ。）又は連合会（法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会又は法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会をいう。以下同じ。）の必要な調整を加えた自己資本の額は、漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁告示第三号。以下「告示」という。）第二条の算式における自己資本の額とする。</p>
<p>（命令第十八条第四項の規定による自己資本の額の調整）</p> <p>（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第十八条第四項の規定による自己資本の額の調整）</p>	

第二条 命令第十八条第四項の規定による組合又は連合会及びその子会社等（法第十一条の十一第二項前段（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する子会社等をいう。）の必要な調整を加えた自己資本の額（以下「調整自己資本額」という。）は、告示第十条の算式における自己資本の額とする。

2 法第十一条の十一第二項前段の規定の適用に当たり組合又は連合会が関連法人等（命令第六条第二号に規定する関連法人等をいう。）を有する場合の調整自己資本額は、前項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した告示第十条の算式における自己資本の額とする。

第二条 命令第十八条第四項の規定による組合又は連合会及びその子会社等（法第十一条の十一第二項前段（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の必要な調整を加えた自己資本の額（以下「調整自己資本額」という。）は、告示第十条の算式における自己資本の額とする。

2 法第十一条の十一第二項前段の規定の適用に当たり組合又は連合会の子会社等に関連法人等（命令第六条第二号に規定する関連法人等をいう。）が含まれる場合の調整自己資本額は、前項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した告示第十条の算式における自己資本の額に当該関連法人等の告示第二条の算式における自己資本の額に相当する額を加えたものとする。

備考 表中の「」の記載は注記である。